

こども福祉部長

「育児の不安をゼロへ！諫早市の新事業発表」を、主に4事業、令和7年度の新規事業をご紹介します。

まず1つ目のすぐすくおやこ手帳の関係です。

母子手帳といえばだいたい紙の手帳が一般的ですが、今はデジタル化の時代ということで、11月4日から、妊娠期から子育て期までの健康記録、予防接種スケジュールの管理、すぐすく広場の利用予約、市からの情報受け取りや管理をスマホで行えるようになりました。

子どもの予防接種・定期接種だけでも10種類あり、何をいつ打ったのか、打ってないのか、いつ打つたらいいのか、もうもうの管理をしないといけないので、お母さん方は非常にスケジュール管理をするだけでも大変だと思います。

このアプリのもう一つの大きな特徴が、家族設定という機能があり、離れたところにいる家族、例えば単身赴任の親御さんや別居する祖父母の皆さんなども含め、成長記録の情報を共有することができます。これは紙の母子手帳ではなかなかできないことです。

そのようなお母さん方、子育てに奮闘しているご家族を、デジタルの力も活用してサポートしたいということです。今後も必要な機能が追加される予定です。ぜひ、ご活用いただければと思います。

ダウンロードや初期設定の方法などはチラシをご参照ください。

紙の母子手帳も従来通り配付しますので、併用という形になります。

2つ目に、1か月児健康診査事業の紹介です。

諫早市ではこれまで、乳児の健診については、生後1歳までの間に2回、1回目が生後4～5か月ぐらい、2回目がその半年後ということで、この2回分を公費で健診が受けられましたが、生後1か月についてはだいたい皆さん自費で健診を受けられていた状況です。

今回、国の補助制度を活用して、生後1か月の健診についても公費で受けられるようになりました。

この生後1か月、産後1か月というところは、非常に親子ともにデリケートな時期だと思います。赤ちゃんの成長が順調なのかどうか、病気や異常がないか不安もあるでしょうし、保護者の健康問題や若年妊娠などによっては、例えば10代で出産するといった場合では、いわゆるハイリスク世帯として、不適切な養育環境であったり、場合によっては養育困難になるといった問題も発生する可能性もあります。

お母さんお父さんの育児不安をいち早く和らげたいと、ハイリスク世帯であ

れば、なおさら事態が大きくなる前に市が関わるようにしたい、赤ちゃんの健やかな成長の第一歩という気持ちがこもった事業となっています。

チラシに記載していますように、対象は今年の10月1日以降に生後1か月程度となる乳児で健診を受けられる方、健診内容は、発育状態や疾病等の確認、身体測定、医師による診察、育児等のお悩み相談などとなっています。長崎県内の医療機関であれば、直接予約を入れて健診を受けることができます。

例えば、早産等で低体重児で生まれた場合、しばらくの間保育器に入っているケースもあります。そういう期間は入院しているということもあります。こういったケースで1か月程度の期間中に健診を受けられない場合には、国の補助制度の対象にはなっていませんが、諫早市ではそういった場合も、健診の必要があれば市独自の取り組みとして、当然支援の対象として認めていくことにしています。

3つ目です。子育て世帯訪問支援事業です。

先ほどの1か月児健康診査事業の説明の中で、ハイリスク世帯のことを述べましたが、ヤングケアラーがいるご家庭もこれもある意味ハイリスク世帯である可能性が非常に高いと思っています。そのようなご家庭の場合、家事も育児もなかなかままでならないのではないかと、その不安や悩みはいかばかりかと拝察しています。

これまで、そのようなケースに対しては市の職員が関わりを持って、必要な支援に結びつけるという動きをしていました。

しかし正直に申し上げまして、現代の子育てを取り巻くさまざまな社会的な環境については、例えば子育て家庭の孤立化であったり、いろんな児童虐待のリスク軽減と未然防止、あるいは多様なニーズへの対応など、さまざまな課題が浮き彫りになっていて、なかなか市の職員だけで対応することが難しくなっている状況になっています。

そこで、国の制度改革、令和6年4月に施行されている、これをきっかけに民間の事業所などとも連携して、よりきめ細かいサポートが行える体制を整えて取り組んでいきたいとしています。

1つの例として、先ほどの乳児健診でそういったケースを早期発見するということです。それからこの子育て世帯訪問支援事業で直接的・間接的なサポートを行うというように、この2つの事業が結びつくことによって、育児不安の解消につながるものと捉えています。

支援の具体的な内容や利用の流れ、利用者負担金などは、チラシに記載していますので、ご参照ください。

これについては基本的に生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税課税世帯、

いずれも軽減をいたしまして0円ということで、一定時間を超える場合は一通り利用料金負担金をいただきますが、これについても市の独自の取り組みとして負担軽減を図っています。

最後に新卒保育士等家賃補助事業の紹介です。

諫早市では令和5年度から、保育士の質向上を目的とした研修や保育人材の確保に向けた取り組みを支援する事業、保育士わくわくサポート事業を実施していますが、特に保育人材の確保が喫緊の課題であると捉えていて、令和7年度からはさらにその事業の内容を拡充して、新たに新卒保育士への家賃補助を行うことにしました。おそらく長崎県内の13市の中では初めての取り組みではないかと思っています。

これ以外にも例えば小中学生への職場体験支援、潜在保育士 保育士の資格は持っているけれども現在保育士として働いていない方に対する求人情報の提供を行うといったものも積極的に取り組んでいきたいと思っています。

諫早市内には保育士の養成施設がありません。だいたい長崎市や他市の方にありますが、市外の学校で学んだ学生たちが、諫早市外、県外での就職を選択する例も多いと聞いています。

新卒の保育士さんは、経済的な負担、生活基盤の不安から、就業定着につながりにくい現状もあるという話も聞いています。

そのようなもろもろの課題を踏まえて、今年度から家賃補助をスタートしました。

補助額は月額上限1万円、期間は最大3年間です。今年度新規採用された保育士さんから対象になります。

この事業は、市内の保育人材確保に向けた呼び水的な効果も期待していて、市内保育施設への就職を前向きに検討いただき、将来的な定着にもつなげられればと思います。

以上で、育児不安解消に向けた本年度の新規事業の説明を終わります。